

報 告 書

2011年9月28日

東京高等裁判所民事第17民事部 御中

弁護士 奥村秀二



控訴人イスワディ（I SWADI：控訴人番号 B.2）より下記の通り聴取したので、
その内容を報告します。

記

第1 身上関係

私の名前は、イスワディ（I SWADI）です。

1973年6月23日にインドネシア共和国西スマトラ州リマブル・コタ県パンカラ
ン・コトバル郡の旧タンジュン・パウ村で、9人兄弟の6人目として出生しました。年齢は
現在38歳で、姉が4人、兄が1人、妹が3人おります。同居の家族は移転（1993年）
までは父母と妹3人でしたが、2003年に結婚し、現在は妻と小学校2年の長男との3
人家族です。

私は1980年に村の小学校に入学し、1986年にパンカラ・コトバル（Pang Kal
an Koto Baru）の中学校に進学し、卒業しました。その時、家にはまだ妹が3人いたため、
経済的な理由から高校進学を断念しました。

第2 移転の経緯

1991年に、コトパンジャン・ダム建設に伴う住民移転が大きな問題になりました。
当時はスハルト政権時代でした。住民たちはその過程に参加するのではなく有力者など一部
の人間に説明があつただけでした。当時の状況はダム建設に反対だと言うと、警察に拉

の農園と、0.4ヘクタールの畠地があるだけでした。しかもその土地は、ダム建設計画が作られた時点で登録された住民にのみ与えられました。

さらに、当初ダムで発電した電気は、住民のために使うという説明がなされました。しかし、移転後2年経っても住民たちのところへ電気は来ませんでした。現在でも電気が来ていない家がたくさんあります。一方、プルタミナ（国有石油採掘会社）など村の近くにある大きな企業にはすぐに電気が供給されました。

このような状況は、西スマトラ州だけでなくリアウ州のほとんどの村が経験しています。

村に戻り父の家に住みはじめましたが、父のゴム園はまだ成立していなかったので、隣村のタンジュン・パリット村の友達のゴム園に働きに行きました。私は現在もそのゴム園で働いています。私は朝早くゴム園で働き、その後父から任されたワルン（簡易食堂・休憩所）で働く生活を続けました。

第4 住民の闘いと私の活動

1 生活改善を求めて郡・州へデモ

このような移転地での苦しい生活を余儀なくされた村人の間で、怒りが高まりました。スハルト政権が倒れた後の1999年に、タンジュン・パウ村の住民たちは、生活改善を求める郡庁のあるパヤクンブと州都パダンでデモをしました。パヤクンブでは200人から300人くらいの住民がデモに参加し、丸2日間郡長の公邸に座り込み、そこを占拠しました。この行動の結果、壊れていた上水道のパイプの修理費用が支給され、ゴム園のリハビリ費用として、1家族100万ルピアずつ支給されました。しかし、それは私たちの要求に比べて、非常にわずかなものでした。またその後、「アクション・プラン」により、ゴム園をリハビリするための資金として、父母には500万ルピアが入ることになりました。しかし、役人の不正のため、実際には200万ルピアしか支給されませんでした。そのお金でゴム園を立て直そうとしましたが、結局父母のゴム園の木はうまく育ちませんでした。ゴム園からの収穫が得られないため、父母は兄からの援助で生活している状況です。

2 インドネシアでの提訴

パヤクンブでの住民たちのデモを見て、ブキティンギに拠点を置くNGO「タラタク協会」と「ブキティンギ法律扶助協会（K B H）」の代表が私たちに会いに来て、裁判をしたらどうかとすすめてくれました。

これらの団体の支援を得て、2000年5月に西スマトラ州の2つの村の住民たちは、未払補償金の支払を求めて地方裁判所に提訴しました。しかし、裁判の原告に私は入っておりません。原告は家長であり、土地を持っている人に限られるからです。ミナンカバウでは女性が土地を所有している場合が多く、タンジュン・パウ村の原告69人のうち、7

0%以上が女性でした。私の父母は2人とも土地を所有していたので、原告に入りました。タンジュン・バリット村の原告数は12人でした。

2001年2月に地方裁判所の判決が出ましたが、勝ったとはいえない。判決は「補償金が未払いの部分がある」という事実は認めましたが、それは請求のほんの一部分でした。たとえば私の母親は1区画の土地だけが未払だと認定され、しかもその補償額は、わずか100万ルピアだという結果でした。このように判決はまったく不当な内容だったので、原告は補償金の受け取りを拒否し、控訴しました。しかし私は、高裁・最高裁で勝つ可能性は少ないとっていました。インドネシアの裁判所は、貧しいものの味方ではなかったからです。結果は予想どおりでした。

3 「住民闘争協議会」の結成から日本での提訴へ

ちょうどその頃、鷺見一夫新潟大学教授をはじめとした日本の方々が訪問してきました。そして彼らと協議した「タラタク協会」と「ブキティンギ法律扶助協会」の代表から、日本で裁判をやってみないかという話が出されました。私は日本のほうがインドネシアより進んでいるし、裁判所も民主的だと思ったので、この提案に大賛成でした。非常にうれしかったので、すぐ村に帰って、この話を多くの友達に伝えました。

裁判を準備するために「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」（以下『住民闘争協議会』と略す）が結成されました。その経過は以下の通りです。

2001年7月にNGO代表2人とともに、被害者住民の代表1人が日本に行きました。彼らが日本から帰ってきてから、ブキティンギで各村のリーダーを集めた会合をもつことになりました。この会合を準備するために、私は「タラタク協会」の代表と一緒にバイクに乗り、リアウ州の移転地の村を回って各村のリーダーに会いました。そして彼らとともに、村人を集めて集会を持ち、日本で裁判を行うことを説明しました。このような活動のあと、各村のリーダーをブキティンギに招待したのです。

話し合いの結果、日本での裁判に賛同する被害者住民で、一つの組織づくりをしようということになりました。そして同年11月、タンジュン・パウ村に各村のリーダーたちを招待し「住民闘争協議会」をつくろうという第一回の宣言をおこないました。そして暫定的にマスルル・サリムが議長を、私が事務局長を務めることになりました。

2002年5月に「住民闘争協議会」の第1回大会が西スマトラ州の州都パダンで開催されました。そして役員選挙が実施され、私は正式に事務局長に選任されました。そしてこの大会後、「住民闘争協議会」、「タラタク協会」、「ブキティンギ法律扶助協会」が一体になって、裁判の準備が進められていったのです。

このようにして、2002年9月と2003年3月に東京地方裁判所へ提訴しました。そのニュースはインドネシア国内でも大きく報道され、注目を集めました。

4 ジャカルタ日本大使館ヘデモ及び日本の参議院議員との直接交渉

2004年12月に首都ジャカルタのNGOや学生の協力により、日本大使館に向けたデモが実施されました。住民闘争協議会は各村から代表派遣をしてデモを成功させ、その様子はテレビや新聞で報道されました。

2006年8月に日本の参議院議員が訪問してくることを聞き、住民たちの声を直接聞いてもらうため、ダムサイトでの集会を計画しました。この日はイスラム教徒の祝日で、集会などをしてはいけない日だったのですが、村人たちは集会を開催することに賛成してくれました。この集会を成功させるためには、多数の人たちを村からダムサイトに運ぶ交通費や、長時間の集会の間に配る食べ物の費用が必要でした。私は何としても集会を成功させるため、インドネシア環境フォーラム（WALHI）プカンバルとプカンバルの法律扶助協会に連絡して、住民の組織化を援助してもらいました。その結果、当日は私が予想した以上に多くの人々（約500人）がダムサイトに集結し、参議院議員に直接交渉することができました。

5 「新しい家族」の問題解決を求めてデモ、そして村議会議員へ

参議院議員の訪問後の2007年2月に郡都パヤクンブで行われたデモは、タンジュン・パウ村の土地のない「新しい家族」（後述）の若者たちが中心となって組織しました。参加者は1人2万ルピアずつ出しあい、郡都パヤクンブへ行く交通費などを賄いました。このデモは村全体を動かし、若者たちの団結が強められるとともに、日本の裁判への関心も高められました。

デモは大きく盛り上りましたが、要求は全然かなえられませんでした。私はこの土地問題を州全体に明らかにする必要性を痛感し、村議会議員に立候補しようと決意しました。村長や議員が言うことは新聞に出ますが、「住民闘争協議会」のイスワディが言うことは書いてくれないからです。

2009年の初めに行われた村議会議員の選挙で、私は第一位の得票で当選しました。これはパヤクンブで一緒にデモをした青年たちの支持が大きな要因です。

第5 移転後の生活について

1 ゴム園について

移転前（1991、2年頃）の村で、ゴム園を10ヘクタール以上持っていた人は、村のおよそ30%でした。そして10%くらいの人が10ヘクタール程度のゴム園を保有し、残りの60%くらいが10ヘクタール以下でした。そのうち2ヘクタール以下は新婚世帯で、全体の5%くらいでした。

当時ゴムの値段は1キロ250ルピアから400ルピアでした。今は、20年ほどが経過し物価が変わっていること、最近ゴムの値段が上がっていることもあり、1キロ1万ルピア以上になっています。私の場合、当時の1日の収穫量は1ヘクタール当たり15キロ程度でしたが、今は1ヘクタール4キロ～8キロしかとれません。昔は木が太くて樹液がよくとれていました。

2 果樹園について

移転前の村では、およそ20%の人が5ヘクタール以上の果樹園を保有していましたが、残りはそれ以下で、新婚世帯は1ヘクタールかその半分でした。

果樹の中でいちばん値段が高かったのはミカンで、当時は品質によって、1キロあたり700ルピアから200ルピア程度となっていました。収穫は1ヘクタールあたり年間1トン位でした。

今は、ゴムと同様物価の変動があり、ミカンの値段は1キロ当たり2万ルピアから700ルピアとなっています。しかし、移転地の畑ではミカンの収穫は全然ありません。村人たちはミカンを植え育てようとしたのですが、土地の質が悪いため木が全然育たなかつたからです。そこで仕方なく畑に、ゴムを植えたりドリアンを植えたりカカオを植えたりしました。それでもうまくいかなかったため、畑地の約35%が売却されています。

3 平均的な家族と家計

移転前のタンジュン・パウ村において、平均的な家族構成は夫婦と子供4～6人、祖父母で、家族数は8人から10人でした。世帯としての現金収入は、月額平均50万ルピア程度でした。支出は牛肉、油、砂糖、コーヒー、灯油、服、石鹼などを買う費用の約20万ルピアと教育費でした。米は村人総出でタナウラヤットの山を焼き、陸稻を育てて分配していたので、買う必要はありませんでした。翌年の米作は新しい土地で実施し、米をつくった後の土地にはゴムの木を植えていました。野菜は自作しており、鶏の肉も魚も自分で調達することができていました。決して裕福ではないが、十分生活していくる状況で、土地を手放す人もませんでした。

1997年からつい最近まで、政府から支給されたゴム園からの収穫が全くなかったため、村人の生活は大変な状況でした。出稼ぎに行ったりして生計を立てている状況でした。

現在は、ようやくゴム園から収穫できるようになり一時のひどい状況からは良くなっています。そうは言っても、現在の所得は、平均的な世帯で1ヶ月200万ルピアから300万ルピアくらいです。家族数は親子だけになっていることが多いことから6人程度に減っています。移転前に比べて、貨幣価値が変わっていることもあり収入の額は増えていますが、支出も増加しているので生活は苦しい状況です。

支出に関する最も大きな変化は、移転によって陸稻を育てる土地がなくなり、米を買わ

なければならなくなつたことです。米代は最低でも 1 カ月 25 万ルピア程度かかります。加えて、飲料水を買うために約 2 万ルピア、電気代 6 万ルピアが新たに必要になりました。さらに、今では生活や仕事にはバイクが不可欠でガソリン代に 15 万ルピア程度必要です。携帯電話も仕事には必要になってきており、その通信費の負担などが加わります。

現在、学校の費用は小学生中学生が 4 人いると 120 万ルピア程度（1 人当たり 30 万ルピア。授業料は無料だが、制服や交通費、昼食代などの経費がかかる）が必要です。

そうしますと、食費（主食の米を除く）・衣服費などに当てられるお金はわずかです。食用油・砂糖・コーヒーなどに 30 万ルピア、石鹼・服などに 15 万ルピアがかかりますので、残るお金で、牛肉、野菜などの副食費を賄うのがやっとの状況です。

このため住民たちには余裕がなく、後述するように、教育費や医療費などの支出が必要となると住民たちはゴム園を売らざるを得なくなります。

4 高等教育費について

上記の通りぎりぎりの生活をしている中で、子供が高校に行くと、月額 50 万ルピア程度の学費と、毎週 10 万ルピア程度の食事代などが必要になります。さらに大学に進学すれば、1 カ月 200 万ルピア（学費 100 万ルピアと生活費の仕送り 100 万ルピア）程度が必要です。

ちなみに、移転前のタンジュン・パウ村では中学へは約 60 % が進学していましたが、今は約 70 % になっています。そして、中学卒業者の約 40 % が高校に進学していましたが、今は約 50 % になりました。大学に進学する子供は、20 年前も現在も高校卒業者の約 10 % 程度です。このような教育費を負担するためには借金するしかありません。

私の伯父は、息子を国立のイスラム大学に入れるために、ゴム園を担保に銀行から 100 万ルピア借金しました。しかし、そのお金は 1 年分の下宿代（前納を求められる）などの入学時に必要な支払いに消えてしまいました。

5 医療費と寿命について

医療費も大きな負担です。

2 年前、私は妻と子供をバイク乗せて走行中に事故に遭いました。幸い私と長男は軽傷でしたが、妻は重体で、4 日間パヤクンブの病院に入院しました。その時の医療費は 3 人合計で 480 万ルピアかかりました。また、最近、私の父は呼吸困難になり、6 日間入院しました。その時は「ジャムケスマス」という公費負担制度を使ったため、医療費は不要でした。しかし、救急車を使用したため、父の自宅から病院までの交通費が往復で 80 万ルピアかかり、さらに薬代が 67 万ルピアかかりました。妻の場合も父の場合も、入院時に冷房のある特別な部屋を使っていませんし、専門医を頼んでもおりませんが、それでもこれだけの費用がかかりました。

さらに付け加えると、前の村では病気になる人は少なかったのですが、この移転地に来てから、色々な病気になる人が増え、寿命は短くなつたと思います。移転前の村には、100歳をこえる元気な高齢者がたくさんいたのですが、今はおりません。最高齢者が75歳くらいになり、50歳代で死亡する人が多くなっています。

6 出稼ぎについて

移転地では働く場所がないため、バタムやプカンバル、パレンバンなどのスマトラ島の遠隔地に出稼ぎに行きます。移転前の出稼ぎは、中卒で5%(20人から25人)程度だったのですが、今は10% (60人から70人) 程度になりました。今後、新婚世帯は土地がないので、出稼ぎがもっと多くなると思います。

7 「新しい家族」の問題

一番大変なのは、「新しい家族」です。彼らには家はなく、ゴム園もなく、パラウイジャ（畑地）もありません。

私も移転後に結婚したので、同じ境遇です。仕事は独身時代と同様、タンジュン・パリット村の友達のゴム園で働いています。結婚しても住むところがないため、父親が所有するワルン（簡易飲食店兼休憩所）に住み、妻子を迎えるとうと考えていました。ところが、十分な収益が上がらず、店の経営を続けられませんでした。今、私は一人でタンジュン・パウ村の友達の家に住んでおり、妻子はパヤクンブの妻の実家に住んでいます。私に家を貸してくれている友達は出稼ぎに行っているのですが、その人が帰ってきたら私はその家から出ていかなければなりません。そうなると私はタンジュン・パウ村から出て、妻の実家のパヤクンブに行くしかありません。

このように、両親のところへ居候したり、小さい小屋を建てたり、使っていない住宅へ住んだりしている「新しい家族」は、タンジュン・パウ村の全世帯の中で40%くらいを占めています。これらの世帯の切実な要求は、新たに土地を用意してほしいということです。そこで、2007年2月に大規模なデモが取り組まれたのです。

デモを背景に皆で州知事のところへ行き、交渉を行いました。私たちはタンジュン・パウ村のゴム園のさらに奥の山周辺に、所有者がはっきりしていない土地があるので、その土地を使わせてほしいと要求しました。それに対して、知事は「データを出してください。努力してみましょう」と回答したので、すぐにデータを提出しました。しかし、それに対する返事はまだありません。

デモをした当時「新しい家族」は230世帯だったのですが、今は400世帯になり、失業者も増え、貧しい人も増えて問題は大きくなっています。

住民の移転にあたりこの「新しい家族」の問題については全く検討されず、対策は何も講じられませんでした。ダム建設資金は日本のODAですから、日本は融資する前にこの

ような問題が発生することを予想すべきだったと思います。

今のところ、州政府に対してこのような運動をしているのはタンジュン・パウ村だけですが、他の村でも同様の問題があります。

8 ゴム園の売却

私が知る限りでは、タンジュン・パウ村で移転前はゴム園を売る人はいなかったのですが、移転後、土地を売ってしまう人たちが増えています。私が住むタンジュン・パウ村では、これまでに約30%の人たちが自分の土地を売ってしまいました。移転にあたって受領したゴム園が採取できる状況になっておらず、生計手段がなかったため、ゴム園を売るしか生活に必要なお金を得る方法がなかったからです。

最近になっても、ゴム園を売ってしまう住民が後を絶ちません。それは、前述のように生活に余裕が全くないため、病気になったり、子どもの学費が必要になったりしたとき、ゴム園を売るしかないからです。実際この1年間で、私が知っている限りで、1人が病気を理由に、もう1人が子どもの大学進学のためにゴム園を売りました。

第6 東京地裁判決について

裁判所での判決には非常に驚きました。インドネシアに帰って原告の人たちに報告した時、皆は非常にがっかりしました。当初原告たちは日本の裁判所がインドネシアよりちゃんととした裁判をしてくれるものだと期待していましたが、結果としてはよりひどい結果をもたらしました。判決がインドネシアで起こったことに対して、日本政府は関係ないと言ったことに憤りを感じます。端的にいえば、日本側のお金がなければ私たちの強制移住がなかったと言えます。そのお金の名前は「援助」というものでした。

わたしたちが裁判をして以来、J B I Cは何度となく現地で調査を行いました。そして「ジョイント・ミッション」と称して、BAPPENAS（インドネシア国家開発企画庁）とともに現地でさまざまな援助を実施しました。それは、たとえばゴム園の開発であったり、道路の修復であったりと様々なプロジェクトを実施しました。このことこそ彼らがコトパンジャンで悪いことをした証拠だと私たちは考えます。

一方、日に日に住民たちの生活の状況は悪化しています。各村では人口が2倍に増えているにもかかわらず、土地が全くないことが住民たちの生活を悪化させているのです。学校を途中で退学する人や、就職ができない人が増えています。

すでに報告してきたように、住民たちは生活の改善を求めて、様々な抗議行動を行ってきました。それに対して地方政府は、まったく見て見ぬふりをしています。また、さまざまな妨害や圧力が存在します。地方の役人、村長、郡長などが抗議行動を妨害し、リーダーの立場が弱くなるように働きかけています。たとえば、ゴム園がどれだけ売られている

のかデータを出してほしいと言っても、「そんなものは無い」とか「難しい」と言って、調査が困難になるようなことをします。さらに、以前のように暴力的な圧力はありませんが、もう少し別な形で圧力が掛けられています。警察が来て「お前ら、ずっとこんな裁判をしていたらどんなことになるか分かっているか」など言葉での脅しは実際にありました。このように状況は悪化していますが、インドネシア環境フォーラム（ワルヒ）をはじめとしたインドネシアのNGOや、日本の皆さまの支援に支えられて闘いを継続しています。

第7 控訴審に期待すること

インドネシア政府から約束されたゴム園がうまくいっていれば、住民は土地を売却していません。約束されたゴム園がなかったため生活が成り立たないのです。特に、教育費・病気のためにお金が必要になると家計が行き詰ってしまいます。私たちが怠け者だからこうなったわけではありません。このような状況を生み出した根本的な原因は、移転の時の約束がちゃんと守られていないからです。

根本的な解決として、ダムを撤去してほしいと思います。

東京高等裁判所裁判官のみなさんには、是非、実際に現地へ来て、自分の目で見て判断してほしいと思います。そして、移転させられた経緯や現在私たちが置かれている状況を正しくとらえた上で、正義を実現する公正な判決を下していただくようお願いします。

以上